導入促進基本計画

岐阜県池田町

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

池田町における人口は 2010 年の 24,980 人をピークとして減少傾向に転じており、2015 年の人口は 24,347 人、2040 年には 22,160 人、2060 年には 2万人を下回る 18,622 人まで減少すると予想されています。

生産年齢人口も、1995年をピークに減少しており、2015年の生産年齢人口は 14,297人、総人口における構成比は58.7%となっています。また老年人口や年少人口も1995年から2000年を境に逆転しており、1995年には3,536人で15.3%だった老年人口は、2015年には6,477人で構成比は26.6%に、1995年には4,049人で17.5%だった年少人口は、2015年には3,564人で構成比は14.6%になっており、仮に出生数・死亡数が今後一定で推移した場合、2060年には2010年と比較して年少人口が半分、生産年齢人口が約2/3になることが予想されます。

高齢化率についても、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年は約36%になるとされています。

就業人口からみた産業構造は、2015年において1次産業が3.8%、2次産業が37.8%、3次産業が58.4%となっており、2005年と比較すると1次産業が▲1.3%、2次産業が▲3.5%、3次産業が4.8%となっています。(分類不能があるため、数値が合致しない。)

就業者数全体も、2005年には12,483人であったものが、2015年には12,056人と、427人と減少傾向が続いています。

事業所についても、2006年には 1,040件であったものが、2014年には 968件と 72件の減少となっており、231件から 180件と \blacktriangle 51件の大きく減少している卸売業を筆頭に、どの産業も軒並み減少しています。

池田町全体において人口減少や高齢化が進展していることからも分かるように、中小企業にとっても、人手不足や後継者不足、技術職に従事する者の高齢化といった課題に直面しています。今後、安定的な仕事の受注・生産等を行うためには、より高度な技術力やサービス力を確保していくことが必要となりますが、人材不足や経済不安などから、新たな技術導入に踏み切れない中小企業が多くあり、現状のまま移行すれば、池田町内の産業基盤は益々脆弱化していく事が懸念されます。

このため、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人材不足に対応した事業基盤、技術取得が容易になる設備の導入等、産業基盤の構築を図ると 共に、安定した後継者のある企業、新たな従業員のある企業への転換を図ること が、喫緊の課題となっています。

(2) 目標

前段でも記述したように、池田町内における事業所は殆どが中小企業者であり、 大規模な企業進出も見込めない中、持続可能なまちづくりの面からも、町内事業者 の活性化を図り、生産性を高めるためには、中小企業の設備投資を促すことによ り、労働生産性を高めていくことが必要となっています。

更に、従業員の高齢化や若い世代の就業者の減少、また、職種によっては、女性の従業員が少ないことも課題の1つとなっていることから、先端設備を導入することで魅力ある事業への転換など事業PRを行うことにより、若い世代や女性就業者の増加を図ると共に、数年後には退職する高齢の就業者からの技術伝承を行うなど、生産年齢人口及び生産額の増加を目指し、労働生産性を高めていくことが急務となっています。

このような中、池田町では農林水産業、建設業、製造業、サービス業と業種も多岐に渡っていることから、これらの産業で広く事業者の生産向上を実現する必要があります。

そこで、農林水産業、建設業、製造業、サービス業の各産業において、率先して 取り組む事業者が潜在的に3社程度は存在すると見込み、池田町の目指す先端設備 等導入計画の目標認定件数は10件と定め、本制度の推進を進めます。

目標を達成するために、町内事業者へ積極的に本制度の周知を図り、制度の活用 を促進して、町内事業者の労働生産性の向上を図っていきます。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の申請を行う事業者については、計画期間内において直近の 事業年度末を基準として、基準年度比で労働生産性が年平均で3%以上向上するこ とを目標とします。

2 先端設備等の種類

池田町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業等多様な業種が町経済を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産向上を実現する必要があります。

このため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める、先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

池田町の産業は、町の中心部である平坦部に集中していますが、主要交通機関である養老線美濃本郷駅から山間部までや、町北部、町東部など広域に中小企業が立地しています。

これらの地域で、広く事業者の生産性を実現する観点から、本計画の対象となる地域は、池田町全域とします。

(2) 対象業種・事業

池田町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産向上を実現する必要があります。

また、事業についても各産業において取り組む生産性向上に資する事業が多岐に 渡るため、本計画の対象業種及び事業については、産業大分類における全ての業 種、事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意が得られた日から5年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・認定先端設備等導入計画の実施状況について、必要に応じて報告を求め、事業のフォローアップや進捗状況について確認を行い、制度の適正運用について配慮します。
- ・池田町においては、先端設備等の導入により労働生産性を高めるだけでなく、若い世代などの、新たな従業者の確保も重要な事項であると考えているため、人員削減 を進めるための先端設備導入計画とならないよう、雇用の安定に配慮します。
- ・池田町の安全安心な生活のために、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮します。
- ・先端設備等の導入に関しては、労働生産性の向上に資することを念頭におき、事業所の経営状況などを鑑み、制度の効果が十分発揮できるよう配慮します。